

# 新総合計画(基本構想)の構成について

## 1. ネクストAomori推進プラン(平成18年)

第1 基本構想策定の目的	
第2 基本構想の目標年次	
第3 青森市の特性と基本視点	
1 特性	
2 基本視点	
「新たな交流を創造する」まちづくり	
「新たな生活環境を創造する」まちづくり	
「新たな活力ある産業を創造する」まちづくり	
「新たなコミュニティを創造する」まちづくり	
「新たな文化を創造する」まちづくり	
第4 目指すべき将来都市像	
人々が行き交うまち	
安全で住みよいまち	
産業が躍動するまち	
笑顔と元気がみなぎるまち	
豊かな人を育むまち	
第5 施策のあらまし	
人々が行き交うまち	方向性
安全で住みよいまち	方向性
産業が躍動するまち	方向性
笑顔と元気がみなぎるまち	方向性
豊かな人を育むまち	方向性
第6 留意すべき環境変化と基本認識	
1 国民生活を取り巻く環境変化	
人口減少・超高齢社会の出現	
規制の社会基幹システムなどの転換	
経済のグローバル化と産業構造の変革	
低成長ゼロ経済成長局面の到来	
ICTの進化とそれらが活用される社会活動の変革	
地球規模の環境保全再生の必要性の高まり	
2 分権型社会の進化	
国地方を通じた財政の健全化	
本来的な地方自治のための地域協働	
地方自治の拡充に対応した地域経営	

## 2. 元気都市あおり市民ビジョン(平成22年)

第1 基本構想策定の趣旨背景	
1 基本構想策定の目的	
2 基本構想の目標年次	
3 本市の特性	
4 時代の潮流と本市の主要課題	
人口減少 少子高齢化の進展	
経済のグローバル化と本市産業の総合力強化	
安全安心な市民生活の確保	
持続可能な社会の形成	
高度情報通信社会の進展	
東北新幹線新青森駅開業効果と北海道新幹線開業効果の獲得	
地方分権地域主権改革への対応	
多様な主体との協働	
第2 まちづくりの目標	
1 将来都市像	
2 まちづくりの基本視点	
人口減少少子高齢化時代に対応した持続可能なまち	
行動力ある地域コミュニティが息づく協働のめち	
地域資源を活かした個性と活力あるまち	
求心力の高い青函交流圏の中枢として賑わうまち	
人と自然、人と人が共生するまち	
3 都市空間の形成	
都市づくりの基本的な考え方	
都市拠点・日常生活拠点整備の基本方向	
土地利用の基本方針	
交通体系の整備方針	
第3 施策の大綱	
市民と共に笑く 市民のための自立したまち	
健やかで心安らぎ 人と人がつながり支え合うまち	
人々が集い活気にあふれ 地域に根ざした産業が躍動するまち	
歴史と文化を受け継ぎ 未来を創造する人を育むまち	
自然をまもり親しみ 安全安心で暮らしやすいまち	
空海陸の道で行き交う 雪に強く住みよい美しいまち	

## 3. 青森市総合計画(令和元年)

第1 基本構想策定の趣旨・背景	
1 目的	
2 目標年次	
3 地域資源	
4 諸課題	
魅力ある仕事や労働力の不足	
少子化の進展	
多様化する地域課題地域活力の維持	
高齢化の進展短命市	
多発する自然災害空家等の増加	
地域温暖化や海洋汚染など	
第2 まちづくりの目標	
1 将来都市像	
2 まちづくりの基本視点	
産業創出と担い手の確保	
未来を支える人材の育成	
連携の推進・安心な地域社会づくり	
生涯現役の推進	
持続可能な都市づくり	
自然環境の保全	
第3 施策の大綱	
1 しごと創り	
2 ひと創り	
3 まち創り	
4 やさしい街	
5 つよい街	
6 かがやく街	
第4 推進体制	
1 行財政改革の推進	
2 人材育成の推進	
3 持続可能な財政運営	
4 市民ニーズの把握と情報提供	

## 4. 青森市総合計画(令和6年)

第1 基本構想策定の趣旨・背景	
1 基本構想策定の目的	
2 基本構想の目標年次	
3 本市の特性	
4 諸課題	
【仮】人口減少(若者の市外流出・少子高齢化)	
【仮】多様な主体との連携・協働(市民力+民間力)	
【仮】グローバル化・情報化社会	
【仮】短命市(健康寿命の延伸)	
【仮】自然災害	
【仮】地球温暖化・海洋汚染など	
第2 まちづくりの目標	
1 将来都市像	
2 まちづくりの基本視点	
【仮】若者あふれるまち	
【仮】魅力あるまち	
【仮】誇れるまち	
【仮】スマートオープンシティのまち	
第3 施策の大綱	
1 仕事をつくる	
2 人をまもり・そだてる	
3 まちをデザインする	
第4 政策を実現するために	
【仮】1 人材育成の環境整備による組織の活性化	
【仮】2 行財政改革による行政の進化	
【仮】3 健全な財政運営	
【仮】4 積極的な情報発信・市民の声を市政に反映	
【仮】5 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開	

詳細は  
資料3で説明

- 課題
- 課題に対する目指すべき方向性
- 基本政策(分野ごとの縦目線)
- 基本視点(分野をまたがる横目線)

### ■本日の審議事項①基本構想の構成案について

- ・かつては法律によって総合計画の策定が義務とされていた時代に、総務省から作成要領が全国の自治体に示され、その中で基本的な構成が示されていました。
- ・青森市を含むほとんどの自治体が総務省の例に沿って作成し、現在まで踏襲してきています。
- ・「第1 基本構想策定の趣旨・背景」、「第2 まちづくりの目標」、「第3 施策の大綱」、「第4 推進体制」が基本的な構成となっています。

- ・今回の総合計画(令和6年)においても、これまでの構成を踏襲する形で進めたいと思います。
- ・また、前回の総合計画(令和元年)にはなかった「分野をまたがる横目線の基本視点」を今回は採用したいと思います。

- ・課題や基本視点の項目名称は【仮】であり、次回の総括分科会においてもご審議いただく予定です。
- ・「第3 施策の大綱」の内容につきましては、資料3で詳しく説明します。